

令和7年12月24日

武蔵野市国民健康保険
運営協議会会長 殿

武蔵野市長 小美濃 安弘



令和8年度の武蔵野市国民健康保険税の税率等について（諮問）

このことについて、下記のとおり令和8年度の武蔵野市国民健康保険税の税率等の一部改定を予定しております。

つきましては、貴協議会の意見を求めます。

記

1 改定の内容

- (1) 所得割率について、基礎課税額分を0.35%、後期高齢者支援金等課税額分を0.12%、介護納付金課税額分を0.24%引き上げ、それぞれ、5.97%、2.07%、1.89%とする。子ども・子育て支援納付金課税分を0.27%とする。
- (2) 均等割額について、基礎課税額分を3,000円、後期高齢者支援金等課税額分を1,100円、介護納付金課税額分を1,800円引き上げ、それぞれ34,000円、12,400円、15,400円とする。子ども・子育て支援納付金課税分を1,800円とする。
- (3) 賦課限度額について、基礎課税額分を1万円、後期高齢者支援金等課税額分を2万円引き上げ、それぞれ66万円、26万円とする。子ども・子育て支援納付金課税分を法定賦課限度額とする。

2 施行期日

令和8年4月1日（令和8年度分の国民健康保険税から適用する。）